

功労スキーパトロール規程

(目的・資格)

第1条 この規程は、公認スキーパトロールの資格取得後20年以上を経過し、当該年度の1月1日時点60歳以上で、加盟団体及び本連盟に顕著な功績のある者を、功労スキーパトロールとして顕彰し、認定に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 功労スキーパトロールの任務は、スキーパトロールの任務に加え、長年の雪上安全に係る実務経験で培われた、知識や技術・ホスピタリティ・弛まぬ向上心・パトロール同士の強い連帯感・リーダーシップ・責任感を、次世代に引き継ぐことである。

(推薦)

第3条 加盟団体長は、第1条に該当する有資格者の中から適格者を、10月31日(土日祝日の場合は前営業日)までに本人の同意を得て、本連盟に推薦することができる。なお、推薦にあたっては、有効な公認スキーパトロール資格を保有していなければならない、推薦時に資格が停止または喪失している場合は認められない。

(認定)

第4条 功労スキーパトロールは、理事会において認定する。

2 功労スキーパトロールの認定を受けた者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料等を、本連盟に納入しなければならない。

(認定証)

第5条 功労スキーパトロールを証するため、認定者に認定証及びバッジ(実費配付)を付与する。

(スキーパトロール研修会の免除)

第6条 功労スキーパトロールは、スキーパトロール研修会の受講義務が免除される。

(資格の喪失)

第7条 次に掲げる各号の一つに該当する場合は、功労スキーパトロールの資格を喪失する。

(1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき

(2) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき

2 本連盟の規約に違反し、功労スキーパトロールとしての体面を汚すような行為があったときは、理事会の決定により資格を喪失する。

(登録料の納期)

第8条 第1条に定める功労スキーパトロールは、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の期日までに本連盟に納入しなければならない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

平成元年 4月

制定

平成 5 年 6 月 26 日	改正
平成 16 年 6 月 25 日	改正
平成 16 年 11 月 2 日	改正
平成 17 年 11 月 2 日	改正
平成 23 年 9 月 20 日	改正
平成 25 年 7 月 9 日	改正
平成 27 年 7 月 14 日	改正
平成 27 年 12 月 15 日	改正
平成 29 年 7 月 15 日	改正
令和 3 年 7 月 7 日	改正
令和 6 年 7 月 11 日	改正